

# 地域未来塾の実施について

## 地域未来塾とは

放課後に学校の使用可能教室を利用して、地域住民（教員OB等）が中学生を対象とした原則無料の学習指導を行います。

### ※ 留意点

- 1、地域未来塾は基本無料で行われます。営利目的で行うことは出来ません。
- 2、学校の事業ではありません。学校の備品を使用することは出来ません。

## 事業概要

### 1、対象生徒

実施校に在学している生徒。

### 2、開設期間及び実施時間

開設期間 6月～翌年の2月末日。

実施時間 年間60～80時間程度。

### 3、開設場所

学校が使用可能と指定した教室・場所等。

### 4、教室の内容

地域住民(教員OB等)の協力により、中学生の学習指導を実施します。

### 5、参加費用

原則無料ですが、プログラムによって教材代等を徴収する場合があります。

### 6、教室の定員

施設の広さやスタッフの配置状況、安全性などを鑑み決定します。

### 7、指導内容

学習指導員により異なります。全科目をフォローできるものではありません。

## 実施形態

### 1、申請方法

地域未来塾の実施を希望する団体は、所定の様式にて申請していただき、同じく開催を希望する中学校と調整をしたうえで実施を決定します。実施決定後、委託契約を締結し、地域未来塾を実施します。月次の活動報告を提出していただきます。

### 2、委託料の支払い

委託料については、概算払い（実施計画に基づき、契約締結後に委託料を支払い）、精算払い（年度内の活動を全て終了した後に活動報告に基づき支払い）を選択できます。

### 3、経費

委託料に含まれる経費は、参加する学習支援員への報酬と活動に必要な物品を購入するための消耗品費等となります。

諸謝金額は予算の範囲内で決定します。

職 種 別	謝 礼 額
学習支援員	時間 2,200円以内
教育活動サポーター	時間 600円以内

### 4、保険料

全国市長会 市民総合賠償保障保険が適用されます。

### 5、参加者名簿の作成

参加する生徒の氏名、学年、性別、血液型、保護者の氏名、連絡先（いつでも連絡のつく電話番号）を記載した名簿を作成し、保管してください。

### 6、事故・体調不良・災害時等の対応

いきいき学び課で作成します安全対策マニュアルと各学校に設置された防災マニュアルを基に行動します。

### 7、その他

持込禁止物品や禁止事項等は学校の規則に準じます。学校のルールで禁止されていることは地域未来塾でも禁止です。

## 地域未来塾 Q&A

### Q1、地域未来塾はどのような活動が出来ますか？

A、継続的な活動を基本とし、中学生を対象とした学習指導を行います。

### Q2、定員はありますか？

A、使用スペースの広さや安全性の観点から定員を設ける場合があります。

### Q3、通学している中学校以外の地域未来塾に参加できますか？

A、基本的に通っている中学校での参加となります。

### Q4、学校を欠席した日に、地域未来塾に参加出来ますか？

A、出来ません。

### Q5、年度の途中で地域未来塾の実施を辞めることは出来ますか？

A、原則認められません。いきいき学び課と事業の継続について協議を行う必要があります。

### Q6、地域未来塾の運営等について質問がある場合、どこに問い合わせればいいですか

A、石垣市教育委員会いきいき学び課までお問い合わせください。

石垣市教育委員会 いきいき学び課  
TEL 83-0373